

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 24 号）が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の概要等

#### 1 改正の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものであるが、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 12 号）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）別表第 2 に列挙されているラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質について、個々の物質の追加・削除が行われることから、本告示についても当該物質等について裾切値を定める等の改正を行ったものであること。

#### 2 適用期日

令和 9 年 4 月 1 日

#### 3 その他

本告示適用後の CAS 登録番号を併記したラベル・SDS 対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで令和 7 年 3 月を目途に公表する予定であること。